

新しい
サービス
開始!

「鳥取市くらし110番相談窓口」 を開設します。



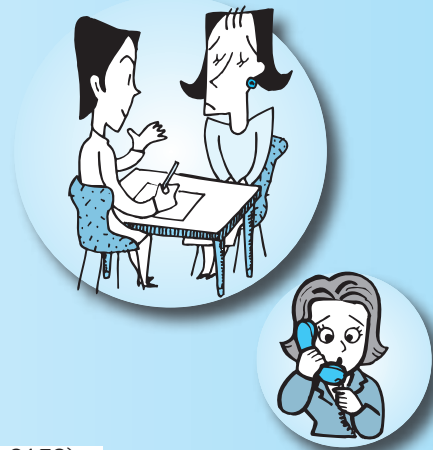
プライバシーは
固く守ります。

鳥取市では、市民のみなさんの日常生活での
困りごとの相談を、24時間体制でお受けします。

- 開始日時 5月28日(金) 午前8時30分～
- 相談内容
 - ▷ 悪徳商法、ヤミ金融、不当請求などの消費生活関すること
 - ▷ 行政サービスに関すること
- 相談先

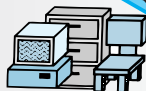
とき	ところ	電話
市役所開庁時 (平日=午前8時30分～午後5時15分)	市役所本庁舎1階 市民参画課内相談室	(0857) 20-4894 <small>しゃくしょ</small>
市役所閉庁時 (平日=午後5時15分～翌日午前8時30分、土、日、祝、年末年始)		(090) 8715-9280

■ 問い合わせ先 市民参画課 (☎20-3158)



6月1日から ボランティア・NPO・市民活動団体への

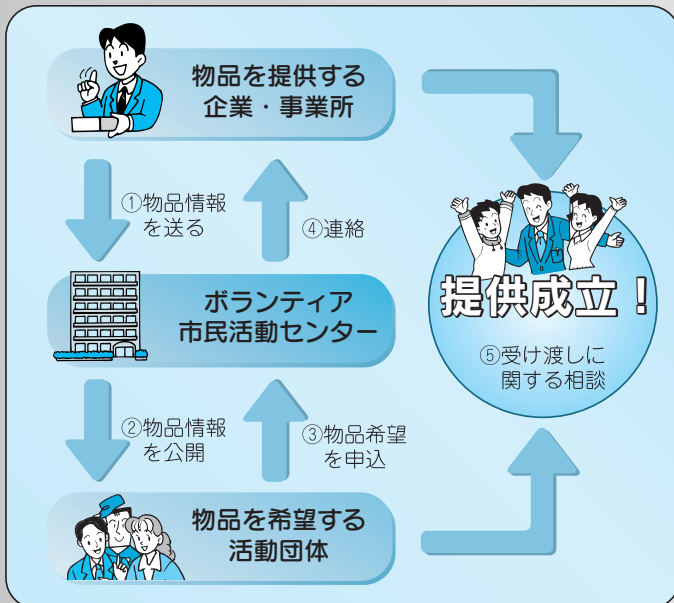
物品提供マッチングいたします。



社会貢献&リサイクル

ボランティア団体、NPO、市民活動団体(以下、総称して活動団体)に対しての物品提供を仲介します。物品を提供していただける企業・事業所に、鳥取市ボランティア・市民活動センターに備え付けの「物品提供情報カード」(ホームページにも掲載)へ、提供する物品に関する情報を記入していただき、その情報を当センターに登録している活動団体へ提供します。(詳しくは、下記問い合わせ先まで)

多くの活動団体では活動に使う物品の不足や購入のための予算が不足しているという問題を抱えています。物品を提供して支援するボランティア活動、社会貢献活動にご協力ください。



例えばこんな物品を・・・

子どものおもちゃ、絵本、模造紙、厚紙、色紙、コピー用紙、文房具、テープ、ひも、布、バスタオル、毛布、ゴミ袋、鋸などの工具、ヘルメット、林業道具、双眼鏡、ルーペ、不要となった古紙(ダンボール・古雑誌・古新聞、障害者の社会参加とリサイクル貢献の為)、舞台に使う衣装や大道具・小道具、ちょうちん、金魚すくい道具、紅白幕、ミシン、かき氷機、製本機、録音機器(CD)、パソコン、パソコンソフト、机、イス、丸イス、小さい棚、テーブル、マイクロバス、空家または無償で借りられる事務所(空き部屋)など

(平成16年2月に行った欲しい物品の調査結果より)

【注意】

本事業はあくまで物品提供に関する情報を仲介するものであり、物品を直接当センターでお預かりすることはできません。また、提供物の運搬などの交渉については直接、提供者と活動団体で相談していただきます。

■ 問い合わせ先 鳥取市ボランティア・市民活動センター (さざんか会館2階・☎29-2228・FAX 29-2338・ホームページ <http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/>)